

本書中では以下のように正式名称を略称している。

■略称 ■正式名称

5	法	建築基準法
	令	建築基準法施行令
	施行規則	建築基準法施行規則
	建告	建設省告示(例 昭55建告第1791号……昭和55年建設省告示第1791号)
	国交告	国土交通省告示(例 平13国交告第1024号……平成13年国土交通省告示第1024号)

10

1.3 構造関係規定一覧

本書で記載している構造関係の建築基準法令の規定を表1.3-1に示す。

本書は、内容に応じて法令等を順不同で掲載しているが、ここでは、各項目を法令の順に従って並べており、本書においてどこにその主要な記述があるかを記載している。

15

表1.3-1 本書に記載している構造関係規定一覧

条項	項目	内容	関係規定	本書の章・節
法第3条 第2項 第3項	適用の除外	<ul style="list-style-type: none"> 既存建築物に関する規定の遡及適用の除外 遡及適用が行われる場合 	<ul style="list-style-type: none"> 法第86条の7 (既存の建築物に対する制限の緩和) 	2.4.2 付録2
法第6条 第5項 法第6条の2 第3項 法第6条の3 第1項 法第18条 第4項	建築確認 (構造計算適合性判定)	<ul style="list-style-type: none"> 一定の規模以上等の建築物(法第20条第1項第二号又は第三号)の構造安全性の確認について「構造計算適合性判定」を義務付け 構造計算の内容が比較的容易で、一定の技術力を有する主事等が確認を行う場合は、「構造計算適合性判定」を省略可能 新築以外に増改築の場合も同様に適用 	<ul style="list-style-type: none"> 令第9条の3 (確認審査が比較的容易にできる特定構造計算基準及び特定増改築構造計算基準) 	2.2.1 2.2.2 2.2.3
法第8条	維持保全	<ul style="list-style-type: none"> 建築物を常時適法な状態に保つ努力義務 		2.4.2
法第10条 第1項 ～第3項	保安上危険な建築物等に対する措置	<ul style="list-style-type: none"> 著しく保安上危険又は衛生上有害となるおそれのある既存建築物に対する各種の勧告・命令 		2.4.2
法第12条 第1項	報告、検査等	<ul style="list-style-type: none"> 特殊建築物等に関する定期報告の義務付け 		2.4.2
法第19条 第2項 第4項	敷地の衛生及び安全	<ul style="list-style-type: none"> 湿潤な土地等に対する地盤改良など地盤の安全性の確保 崖地など斜面の崩壊に対する建築物の安全性の確保 		2.2.6
法第20条	構造耐力	<ul style="list-style-type: none"> 荷重及び外力に対して安全な構造のものとして政令に定める構造方法に関する技術的基準のほか、次の基準に適合すること 	<ul style="list-style-type: none"> 令第3章 (構造強度:第36条～第99条) 平19国交告第592号 	2.2.1 2.2.2 2.2.5

条項	項 目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
		<p>①高さ60m超の建築物は「建築物の各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握する」等の計算を行い、大臣の認定を取得すること（第一号）</p> <p>②高さ60m以下で一定の規模以上の建築物は「地震力による各階の水平方向の変形を把握する」等の計算を行うこと（①の基準によることでもよい）（第二号）</p> <p>③上記①②以外で次に該当する建築物は「応力度が許容応力度を超えない」等の計算を行うこと（①②の基準によることでもよい）（第三号）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・木造の建築物で階数3以上又は延べ面積500㎡超、高さ13m超若しくは軒高9m超 ・木造以外の建築物で階数が2以上又は延べ面積200㎡超 ・高さ13m超又は軒高9m超の建築物でその主要構造部を石造、れんが造等としたもの <p>④構造計算を要しない建築物は、①～③の基準によることでもよい（第四号）</p> <p>※②及び③の計算は、大臣の定めた方法又は大臣認定プログラムにより安全性を確かめること</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構造的に分割された建築物は、棟ごとに適用を判断する 	<p>（構造計算の方法）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・令第36条の4（別の建築物とみなすことができる部分） ・平19国交告第1274号（方向別の構造計算の適用（許容応力度等計算との混用）） ・平27国交告第189号（方向別の構造計算の適用（保有水平耐力計算との混用）） 	
法第37条	建築材料の品質	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の主要構造部その他政令で定める重要な部分に使用する大臣が定める材料は、次の①又は②に該当すること ①品質が大臣が指定する JIS 又は JAS に適合するもの ②大臣が定める品質に関する技術的基準に適合することについて大臣の認定を受けたもの 	<ul style="list-style-type: none"> ・令第144条の3（安全上、防火上又は衛生上重要である建築物の部分） ・平12建告第1446号（建築物の基礎、主要構造部等に使用する建築材料） 	2. 2. 7
法第38条	特殊の構造方法又は建築材料	<ul style="list-style-type: none"> ・大臣の認定を取得することで、建築物に法令の予想しない構造方法又は建築材料を用いることが可能 		1. 4 2. 2. 8
法第85条 第1項 第2項 第5項	仮設建築物に対する制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・被災建築物の応急修繕等に対する建築基準法の適用除外 ・災害時の公益上必要な応急仮設建築物、現場事務所等の仮設建築物に対する一定の規定の適用除外 ・特定行政庁が許可した仮設興行場等の仮設建築物に対する一定の規定の適用除外 	<ul style="list-style-type: none"> ・令第147条（仮設建築物等に対する制限の緩和） 	2. 4. 1

条項	項目	内容	関係規定	本書の章・節
法第86条の7 第1項 第2項	既存の建築物に対する制限の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 増築、改築、大規模の修繕又は大規模の模様替が一定の範囲であれば、遡及適用の対象とされない 独立部分（エキスパンションジョイント等で分割された場合）に関する特例 	<ul style="list-style-type: none"> 令第137条の2（構造耐力関係） 令第137条の12（大規模の修繕又は大規模の模様替） 令第137条の14（独立部分） 	2.4.2 付録2
法第88条 第1項	工作物への準用	<ul style="list-style-type: none"> 政令で指定する煙突等の工作物に対する一定の規定の準用 	<ul style="list-style-type: none"> 法第20条（構造耐力） 令第138条～令第144条（工作物関連） 	2.3 3.12 4.9
令第36条	構造方法に関する技術的基準	<ul style="list-style-type: none"> 法第20条第1項第一号の基準による建築物は、耐久性等関係規定に適合する構造方法を用いることとする 法第20条第1項第二号の基準による建築物は、次のいずれかの構造方法を用いることとする <ol style="list-style-type: none"> ①保有水平耐力計算を行う場合は、第1節から第7節の2までの規定（鉄骨造、鉄筋コンクリート造等の一部の規定を除く）に適合すること ②限界耐力計算を行う場合は、耐久性等関係規定に適合すること ③許容応力度等計算を行う場合は、第1節から第7節の2までの全ての規定に適合すること 法第20条第1項第三号の基準による建築物及び構造計算を行わない建築物は、第1節から第7節の2までの全ての規定に適合する構造方法を用いること 		2.2.1 2.2.2 2.2.4
令第36条の2	地階を除く階数が4以上の鉄骨造の建築物等に準ずる建築物	<ul style="list-style-type: none"> 法第20条第1項第二号に加えて、「地震力による各階の水平方向の変形を把握する」等の計算を行う必要のある建築物の規模・構造形式を規定（平成19(2007)年改正以前の「特定建築物」に相当） 	<ul style="list-style-type: none"> 平19国交告第593号（大臣が指定する建築物） 	2.2.2
令第36条の3	構造設計の原則	<ul style="list-style-type: none"> 用途、規模及び構造の種類等に応じて構造耐力上安全であること 構造耐力上主要な部分を釣合い良く配置すること 剛性及び靱性をもたせること 		2.2.4
令第36条の4	別の建築物と見なすことができる部分	<ul style="list-style-type: none"> 部分ごとに独立して扱える建築物の部分は、エキスパンションジョイント等により相互に応力を伝えない構造のみで接している部分とする 		2.2.1
令第37条	構造部材の耐久	<ul style="list-style-type: none"> 腐食、腐朽又は摩損のおそれのある部分に対する腐食、腐朽、摩損しにくい材料等の使用 		2.2.4

条項	項目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
令第38条	基礎	<ul style="list-style-type: none"> ・基礎は荷重及び外力を安全に地盤に伝え、構造耐力上安全であること ・異種基礎の使用禁止（大臣が定める構造計算によって安全であることが確かめられた場合には適用されない） ・基礎は大臣が定める構造方法によることとし、大規模建築物の基礎の底部は良好な地盤に達すること（大臣が定める構造計算によって安全であることが確かめられた場合には適用されない） ・打撃力等に対するくいの安全 ・木ぐいの常水面下への設置 	<ul style="list-style-type: none"> ・平12建告第1347号（建築物の基礎の構造方法及び構造計算の基準） 	2.2.4 3.1
令第39条	屋根ふき材等の緊結	<ul style="list-style-type: none"> ・屋根ふき材等の風圧、地震等による脱落防止 ・屋根ふき材等は大臣の定める構造方法によること ・特定天井（脱落によって重大な危害を生ずるおそれのある天井）は大臣の定める構造方法又は大臣認定を取得するとともに、劣化防止対策を講ずること 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭46建告第109号（屋根ふき材、外装材及び屋外に面する帳壁の構造方法） ・平25国交告第771号（特定天井及び特定天井の構造耐力上安全な構造方法） 	2.2.4 3.2
令第40条～ 令第49条	木造	<ul style="list-style-type: none"> ・適用範囲、木材、土台及び基礎、柱の小径、横架材、筋かい、構造耐力上必要な軸組等、継手又は仕口、木造校舎、防腐措置等 	<ul style="list-style-type: none"> ・昭62建告第1897号（地盤が軟弱な区域を指定する基準） ・平12建告第1349号（木造の柱の構造計算の基準） ・昭62建告第1898号（柱及び横架材に使用する集成材その他の木材に関する基準） ・昭62建告第1899号（木造又は鉄骨造の構造計算の基準） ・平12建告第1351号（物置等を設ける場合に階の床面積に加える面積） ・平12建告第1352号（軸組の設置の基準） ・昭56建告第1100号（令第46条第4項表1の軸組と同等以上の耐力を有する軸組及び倍率の数値） ・平12建告第1460号（木造の継手及び仕口の構造方法） ・平12建告第1453号（学校の木造の校舎のJIS） ・平28国交告第690号（柱と基礎とを接合する構造方法等） ・平28国交告第691号（床組及び小屋ばり組に木版その他これに類するものを打ち付ける基準） 	3.3

条項	項目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
令第51条～ 令第62条	組積造	・適用範囲，施工，壁の長さ，壁の厚さ，臥梁，開口部，壁のみぞ，鉄骨組積造である壁，補強を要する組積造，手すり又は手すり壁，組積造の塀，構造耐力上主要な部分等の支え	・平12建告第1353号 (組積造の安全性を確かめるための構造計算の基準) ・平12建告第1354号 (組積造の建築物等を補強する構造方法)	3.4
令第62条の2 ～令第62条 の8	補強コンクリートブロック造	・適用範囲，耐力壁，臥梁，目地及び空洞部，帳壁，塀	・平12建告第1355号 (補強コンクリートブロック造の塀の構造計算の基準)	3.5
令第63条～ 令第70条	鉄骨造	・適用範囲，材料，圧縮材の有効細長比，柱脚部，接合，高力ボルト・ボルト及びリベット，斜材・壁等の配置，柱の防火被覆	・平12建告第1456号 (鉄骨造の柱の脚部を基礎に緊結する構造方法) ・平12建告第1464号 (鉄骨造の継手又は仕口の構造方法) ・昭62建告第1899号 (木造又は鉄骨造の構造計算の基準) ・平12建告第1356号 (一の柱のみの火熱による耐力の低下によって建築物全体が容易に倒壊するおそれがある場合等)	3.6
令第71条～ 令第79条	鉄筋コンクリート造	・適用範囲，材料，鉄筋の継手及び定着，強度，養生，型わく及び支柱の除去，柱の構造，床版の構造，はりの構造，耐力壁，鉄筋のかぶり厚さ	・平12建告第1463号 (鉄筋の継手の構造方法) ・平23国交告第432号 (柱に取り付けるはりの安全性を確かめるための構造計算) ・昭56建告第1102号 (コンクリート強度の基準等) ・昭46建告第110号 (型わく及び支柱の取りはずしに関する基準) ・昭56建告第1106号 (柱の帯筋比を算出する方法) ・平23国交告第433号 (柱の安全性を確かめるための構造計算) ・平13国交告第1372号 (かぶり厚さの規定を適用しない鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の部材)	3.7
令第79条の2 ～令第79条 の4	鉄骨鉄筋コンクリート造	・適用範囲，鉄骨のかぶり厚さ，第5節及び第6節の規定の準用		3.8

条項	項目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
令第80条	無筋コンクリート造	・第4節及び第6節の規定の準用		3.9
令第80条の2	構造方法に関する補則	<p>・第3節から第7節までに定めるもののほか、大臣が次の①又は②について安全上必要な技術的基準を定めた場合においては、その技術的基準に従うものとする</p> <p>①第3節から第7節までの建築物又は建築物の構造部分で特殊の構造方法によるもの</p> <p>②第3節から第7節まで以外の建築物又は建築物の構造部分</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭58建告第1320号 (プレストレストコンクリート造) ・平12建告第2009号 (免震建築物) ・平13国交告第1025号 (壁式ラーメン鉄筋コンクリート造) ・平13国交告第1026号 (壁式鉄筋コンクリート造) ・平13国交告第1540号 (枠組壁工法・木質プレハブ工法) ・平13国交告第1641号 (薄板軽量形鋼造) ・平14国交告第326号 (デッキプレート版) ・平14国交告第410号 (アルミニウム合金造) ・平14国交告第411号 (丸太組構法) ・平14国交告第463号 (システムトラス) ・平14国交告第464号 (コンクリート充填鋼管造) ・平14国交告第474号 (特定畜舎等建築物) ・平14国交告第666号 (膜構造) ・平14国交告第667号 (テント倉庫) ・平15国交告第463号 (鉄筋コンクリート組積造) ・平19国交告第599号 (軽量気泡コンクリートパネル) ・平28国交告第611号 (CLTパネル工法) 	3.10
令第80条の3	土砂災害特別警戒区域内における構造方法	・土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法	・平13国交告第383号 (土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の構造方法)	3.11
令第81条	適用	<ul style="list-style-type: none"> ・法第20条第1項第一号の基準の具体的基準 ・法第20条第1項第二号イの基準の高さに応じた区分 ①高さ31m超の建築物は、保有水平耐力計算又は限界耐力計算(これらと同等の計算も可)による 	<ul style="list-style-type: none"> ・平12建告第1461号 (超高層建築物の構造計算) ・昭58建告第1320号 (プレストレストコンクリート造) ・平12建告第2009号 	2.2.5 4.1 8.1

条項	項目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
		<p>②高さ31m以下の建築物は、許容応力度等計算（これと同等の計算も可）によるか、①によることでもよい</p> <p>・法第20条第1項第三号イの基準は、令第82条各号及び令第82条の4に定める構造計算（これと同等の計算も可）による</p>	<p>（免震建築物）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平13国交告第1025号（壁式ラーメン鉄筋コンクリート造） ・平13国交告第1540号（枠組壁工法・木質プレハブ工法） ・平13国交告第1641号（薄板軽量形鋼造） ・平14国交告第474号（特定畜舎等建築物） ・平14国交告第666号（膜構造） ・平14国交告第667号（テント倉庫） ・平15国交告第463号（鉄筋コンクリート組積造） ・平19国交告第832号（令第82条等と同等の構造計算の基準） ・平17国交告第631号（エネルギーの釣合いに基づく耐震計算等） ・平19国交告第1274号（方向別の構造計算の適用（許容応力度等計算との混用）） ・平27国交告第189号（方向別の構造計算の適用（保有水平耐力計算との混用）） 	
令第82条	保有水平耐力計算	<p>・次に定める応力度等に関する計算のほか、令第82条の4までに定める構造計算を「保有水平耐力計算」とする</p> <p>①大臣が定める方法による荷重・外力により生ずる力の計算</p> <p>②力の組合せによる応力度の計算</p> <p>③応力度が許容応力度を超えないことの確認</p> <p>④大臣が定める方法による使用上の支障が起こらないことの確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平12建告第1459号（使用上の支障の確認方法） ・平19国交告第594号（保有水平耐力計算等の計算方法（第1・第2）） 	6.1
令第82条の2	層間変形角	<p>・地震力による各階の層間変形角（大臣が定める方法により計算した層間変位に基づき算出）が1/200（変形により建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合は1/120）以内であることの確認</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・平19国交告第594号（層間変位の計算（第3）） 	6.2.2 6.3.2 6.4.2 6.5.2 6.6.2
令第82条の3	保有水平耐力	<p>・次によること</p> <p>①大臣が定める方法による各階の保有水平耐力の計算</p> <p>②各階の保有水平耐力が必要保有水平耐力以上であることの確認</p> <p>$Q_u \geq Q_{un}$ Q_u：保有水平耐力 Q_{un}：必要保有水平耐力</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・昭55建告第1792号（D_s及びF_{es}を算出する方法） ・平19国交告第594号（保有水平耐力計算等の計算方法（第1・第2・第4）） 	6.2.4 6.3.4 6.4.4 6.5.4 6.6.2

条項	項 目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
		$Q_{un} = D_s F_{es} Q_{ud}$ D_s : 大臣が定める構造特性係数 F_{es} : 大臣が定める形状特性係数 Q_{ud} : 地震力によって生ずる水平力 ($C_0 \geq 1.0$)		
令第82条の4	屋根ふき材等の構造計算	<ul style="list-style-type: none"> 大臣が定める基準に従った構造計算によって風圧に対して構造耐力上安全であることの確認 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1458号 (屋根ふき材及び屋外に面する帳壁の風圧に対する構造計算の基準) 	6.8
令第82条の5	限界耐力計算	<ul style="list-style-type: none"> 地震時を除き、令第82条第一号から第三号までによる 極めて稀に発生する積雪又は暴風によって構造耐力上主要な部分に生ずる力が、材料強度によって計算した耐力以下であることの確認 稀に発生する地震によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力が損傷限界耐力を超えないこと、稀に発生する地震動により生ずる各階の層間変形角が1/200(変形により建築物の部分に著しい損傷が生ずるおそれのない場合は1/120)以内であることの確認 稀に発生する地震によって建築物の地下部分の構造耐力上主要な部分に生ずる応力度が、短期の許容応力度を超えないことの確認 極めて稀に発生する地震によって建築物の地上部分の各階に作用する地震力が、保有水平耐力を超えないことの確認 令第82条第四号に従って使用上の支障が起こらないことの確認 屋根ふき材等及び特定天井について、大臣が定める基準に従った計算によって風圧、地震等に対し構造耐力上安全であることの確認 土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の外壁等の安全性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1457号 (損傷限界変位, T_d, B_{di}, 層間変位, 安全限界変位, T_s, B_{si}, F_h及びG_sを計算する方法並びに屋根ふき材等及び外壁等の構造耐力上の安全を確かめるための構造計算の基準) 	7.1 7.2 7.3
令第82条の6	許容応力度等計算	<ul style="list-style-type: none"> 令第82条各号、令第82条の2及び令第82条の4による 剛性率、偏心率等に関する計算 <ol style="list-style-type: none"> 各階の剛性率が0.6以上であることの確認 各階の偏心率が0.15以下であることの確認 大臣が定める基準に従った構造計算による安全性の確認 	<ul style="list-style-type: none"> 昭55建告第1791号 (建築物の地震に対する構造計算の基準) 平19国交告第594号 (ねじり剛性の計算 (第5)) 	6.2.3 6.3.3 6.4.3 6.5.3 6.6.2
令第83条	荷重及び外力の種類	<ul style="list-style-type: none"> 次の荷重及び外力を採用する <ul style="list-style-type: none"> 固定荷重 積載荷重 		5.1 5.6

条項	項目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
		積雪荷重 風圧力 地震力 ・実況に応じて土圧・水圧等による外力を採用する		
令第84条	固定荷重	・実況に応じて計算する ・ただし、表に定める建築物の各部分、種別ごとの数値を用いてもよい		5.2.1
令第85条	積載荷重	・実況に応じて計算する ・ただし、表に定める室の種類、構造計算の対象別の数値を用いてもよい（支える床の数に応じて、表の数値を乗じた数値まで減じることができる） ・倉庫における床の積載荷重の数値の下限		5.2.2
令第86条	積雪荷重	・積雪荷重＝(単位荷重)×(屋根の水平投影面積)×(その地方における垂直積雪量) ・単位荷重の数値の下限 ・垂直積雪量は大臣が定める基準に基づき特定行政庁が定める ・屋根の勾配に応じて屋根形状係数を乗じる ・積雪の偏りを考慮する ・雪下ろし等による積雪荷重の低減	・平12建告第1455号 (多雪区域を指定する基準及び垂直積雪量を定める基準)	5.3
令第87条	風圧力	・風圧力＝(速度圧)×(風力係数) ・速度圧 $q=0.6E V_0^2$ q : 速度圧 (N/m ²) E : 屋根の高さ及び周辺の状況に応じて大臣が定める方法により求めた数値 V_0 : 大臣が定めるその地方の風速 (m/s) ・他の建築物等による速度圧の低減 ・風力係数は、風洞試験又は大臣が定める数値による	・平12建告第1454号 (E の数値を算出する方法並びに V_0 及び風力係数の数値)	5.4
令第88条	地震力	・地上部分の地震力＝ Σ (固定荷重＋積載荷重(＋多雪区域における積雪荷重))×(地震層せん断力係数) ・地震層せん断力係数 $C_i=ZR_i A_i C_0$ Z : 大臣が定める地震地域係数 ($Z=0.7\sim 1.0$) R_i : 大臣が定める振動特性係数 A_i : 大臣が定める地震層せん断力係数の高さ方向の分布を示す係数 C_0 : 標準せん断力係数 ・標準せん断力係数 $C_0\geq 0.2$ (地盤が著しく軟弱な区域の木造建築物)	・昭55建告第1793号 (Z の数値、 R_i 及び A_i を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準)	5.5

条項	項 目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
		<p>については $C_0 \geq 0.3$)</p> <ul style="list-style-type: none"> 必要保有水平耐力を計算する場合には $C_0 \geq 1.0$ 地下部分の地震力 = (固定荷重 + 積載荷重) × (水平震度) 地下部分の水平震度 $k \geq 0.1(1 - H/40)Z$ H: 地盤面からの深さ (m) 		
令第89条	木材	<ul style="list-style-type: none"> 木材の繊維方向の許容応力度は表の数値によるなど 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1452号 (木材の基準強度 F_c, F_t, F_b 及び F_s) 	9.1
令第90条	鋼材等	<ul style="list-style-type: none"> 鋼材等の許容応力度は表の数値による 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1451号 (炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度) 平12建告第2464号 (鋼材等及び溶接部の基準強度) 	9.2
令第91条	コンクリート	<ul style="list-style-type: none"> コンクリートの許容応力度は表の数値によるなど 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第1450号 (コンクリートの付着, 引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度) 	9.3
令第92条	溶接	<ul style="list-style-type: none"> 溶接継目のどの断面に対する許容応力度は表の数値による 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第2464号 (鋼材等及び溶接部の基準強度) 	9.4
令第92条の2	高力ボルト接合	<ul style="list-style-type: none"> 高力ボルト摩擦接合部の高力ボルトの軸断面に対する許容せん断応力度は表の数値によるなど 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第2466号 (高力ボルトの基準張力, 引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度) 	9.5
令第93条	地盤及び基礎ぐい	<ul style="list-style-type: none"> 地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力は大臣が定める方法による 地盤の許容応力度については表の数値を用いてもよい 	<ul style="list-style-type: none"> 平13国交告第1113号 (地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力等) 	9.6
令第94条	補則	<ul style="list-style-type: none"> その他, 材料の種類及び品質に応じ, 大臣が定める数値による 	<ul style="list-style-type: none"> 平12建告第2466号 (高力ボルトの基準張力, 引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度) 平13国交告第1024号 (特殊な許容応力度等) 平13国交告第1113号 (地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力等) 平13国交告第1540号 (枠組壁工法・木質プレハブ工法) 	9.1 9.2 9.5 9.6 9.7 9.8

条項	項目	内容	関係規定	本書の章・節
令第95条	木材	・木材の繊維方向の材料強度は表の数値によるなど	・平12建告第1452号 (材料の基準強度 F_c , F_t , F_b 及び F_s)	9.1
令第96条	鋼材等	・鋼材等の材料強度は表の数値による	・平12建告第1451号 (炭素鋼のボルトのせん断に対する許容応力度及び材料強度) ・平12建告第2464号 (鋼材等及び溶接部の基準強度) ・平12建告第2466号 (高力ボルトの基準張力, 引張接合部の引張りの許容応力度及び材料強度の基準強度)	9.2
令第97条	コンクリート	・コンクリートの材料強度は表の数値によるなど	・平12建告第1450号 (コンクリートの付着, 引張り及びせん断に対する許容応力度及び材料強度)	9.3
令第98条	溶接	・溶接継目のどの断面に対する材料強度は表の数値による	・平12建告第2464号 (鋼材等及び溶接部の基準強度)	9.4
令第99条	補則	・その他, 材料の種類及び品質に応じ, 大臣が定める数値による	・平13国交告第1024号 (特殊な許容応力度等) ・平13国交告第1113号 (地盤の許容応力度及び基礎ぐいの許容支持力等) ・平13国交告第1540号 (枠組壁工法・木質プレハブ工法)	9.1 9.2 9.5 9.6 9.7 9.8
令第129条の2の4	建築設備の構造強度	・昇降機, 屋上から突出する水槽等, 煙突, 配管設備, 給湯設備は, 大臣が定める基準により構造計算を行うなど	・平12建告第1388号 (建築設備の構造方法) ・平12建告第1389号 (屋上突出水槽等の構造計算)	2.4.3
令第137条の2	構造耐力関係	・法第20条第1項の遡及適用を受けない増改築等の範囲を規定 ・既存部分の1/2以内の増改築については, 一定の構造方法を満たすものとする ・既存部分の1/20かつ50m ² 以内の増改築については, 令第3章の規定に適合し, 増改築にかかる部分以外について構造耐力上の危険性の増大しないものとする	・平17国交告第566号 (建築物の倒壊及び崩落並びに屋根ふき材, 外装材及び屋外に面する帳壁の脱落のおそれがない建築物の構造方法に関する基準並びに建築物の基礎の補強に関する基準)	付録2
令第137条の12第1項	大規模の修繕又は大規模の模様替	・構造耐力上の危険性が増大しない修繕又は模様替が緩和の対象となること		付録2

条項	項目	内 容	関 係 規 定	本書の章・節
令第137条の14 第一号	独立部分	<ul style="list-style-type: none"> ・エキスパンションジョイントその他の相互に応力を伝えない構造方法のみで接している部分 		付録2
令第138条～令第144条	工作物	<ul style="list-style-type: none"> ・工作物の指定，煙突及び煙突の支線，鉄筋コンクリート造の柱等，広告塔又は高架水槽等，擁壁，エレベーター，エスカレーター，遊戯施設 ・建築基準法以外の法令で同等の規制を受ける工作物は対象としない ・高さ60m超の工作物（擁壁を除く）は、「各部分に連続的に生ずる力及び変形を把握する」等の計算を行い，大臣の認定を取得する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> ・平12建告第1449号（工作物の構造計算） ・平12建告第1419号（遊戯施設の構造計算） ・平23国交告第1002号（建築基準法等と同等の規制を受けるものとして大臣が指定する工作物） 	2.3 3.12 4.9